

ようにするものでありまして、その意向というものは、市内の中小企業
の健全な経済活動を促進させるために特に金融面からの行政協力を行
なおうというものでござりますして、従来の小に事業資金の意味に加え
ましてさらに中小企業者の比較的容易にある程度の資金が融資でき
る、そのような点からその改善を試みたものでござります。

以下その内容について説明を申しあげます。

オ一条の目的でござりますか、ただいま申しあげたとおりでござります。
オ二条の定義でござりますか、この中で中小企業という定義をうた
っておりまして、融資対象となる中小企業とはどういうものかということ
うたっているわけがござりますか、資本の額または出資の総額が一千
円以下とそれから五百万円以下、さらに従業者数五十人と二十人以下と
規定を決めまして、それがい工業者と商業者という区分を設け、さ
らに東京信用保証協会の保証の対象業種に属する法人または個人である
というような意味でござります。

この中で東京信用保証協会のことに若干ふれますと、そのゆる中小企業が
融資を受ける際の保証能力を公共的な立場から保証しようという制度的

な意味で設けられておりますのが信用保証協会でござりますして、その
対象業種は現在の小に事業資金と何んら変りござりません。したか
りましてこの中で中小企業という言葉の中では市内のほとんどの商工業
者の網羅されるというふうに考えております。

その次に移りまして、オ三条に資金の総額がござりますか、これは預託
制度でござりますので特定金融機関、お条の用語の中にござりますか
市内各金融機関との協議のうえ資金のれくを定めるということになっ
ております。それからオ四条の運転資金と設備資金がござります

か、これは百万円と二百万円というように限度額を定めておりまして
同時に二種類の融資をするということとはできないというように作って
おります。これは資金の円滑な回転等を一定試みたものでござい
まして、その点から二種類の融資を同時にすることはできないと決めた
ものでござります。オ五条の融資審査会の設置でござりますか、従来
融資審査会はござりますのでこれも従来と同じように融資に関する事
項を審議するというふうに定めてござります。さらに一定制度審議
会的な意味から市長の諮問にいたえるというような審査会でござりま

すか、この中小企業振興資金条例が施行されて実際に運用される前提
といたしました。この審査会の運営の合理化等も考えまして指定された金
融機関、つまり借りようとする金融機関と私も市側り経済課との審
査によりまして一応決定するということのように変更してござります。もち
ろんこれは運用上の問題ですが、融資審査会の性格それから位置付け
等をどういった形で改善しようということが含まれております。そ
れから申し込み者の資格をござります。いわゆる善良な市民であつて
一定額以上の税金を納めてゐるとかそれから確實な保証人ももつてゐる
というようなことを重点にした条項でござります。この中がオ三三の
確實な連帯保証人一人以上云々……とござりますが、これは連帯保
証人が一人以上が原則でござりますが融資額が五十万円以下の場合には東
京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証を必要と
しない。これは従来の考え方を若干踏襲いたしました。時間の節約
それから保証手続等の省略も考えて作ったものでござります。ただ
東京信用保証協会の場合にはある一定額以下はいわゆる并債務の保
証人を必要としないという場合がござりますので、并債務に対する保

証人をも必要とする場合だけ私も連帯保証人を一人以上つけてくいと
若干ゆゑめてござります。それから連帯保証人がござりますがこ
れも連帯保証人、つまり協同責任者としての資格をいつてゐるもので
ござります。借り方と同等またはそれ以上に確實な方という意味
で従来とありの考え方を踏襲してござります。次のオ三三の商
店街協同組合関係でござりますが五十万円以下の場合の連帯保証人は
当該協同組合がこれにかわり保証することかござります。うたつてあります
が、いわゆる商業協同組合の組合員で融資を受ける場合商業協同
組合がいいだろうというような結論をいただきましたときには、協同組
合がいわゆる連帯保証の責務を代行できるとうたつたわけにござります。
オ八条の貸付利率でござりますが、これは従来とありでござりますし
て特定金融機関と協議の上市長が定めることになっております。な
お現段階におきましては保証協会の保証付きの場合には一般に私も
現在行なつてあります例えは二銭四厘が一般のこの中小企業の資金の
貸付金利であるとするは、それから二銭四厘より一厘下げろという
ように審査会では取り決めてござります。それから償還方法で

いふんですが、運転資金は十二月以内、それから設備資金については三四月以内、さらに貸付時から三月の据置期間を設けております。また資金の融資を受けたものはソつてもつぐうにより繰り上げ償還できるといふように取り決めてござります。違約金もござります。かゝるゆる延滞違約金の利息を決めたものでござります。年十四、六%、日歩にいたしました四銭もござりまして、従来小は事業資金では六銭でありましたけれどもこれを一応下げてござります。次のオ十一條の融資の申し込みですが、この中はオ三項で市長はオ一頂の申し込みの受付、申し込み書等の作成指導について、福生市商工会に委託することができるとうになっておりますが、ソのゆる国庫金と、都の制度資金等すべての国、都、市における制度資金というものは一貫して行なわれておりますので、それが従来国や都の資金はすべて商工会に委託されるソのゆる商工会の性格から指導事務、指導業務等に重点をおきまして、今後商工会において事務の受け付けをできるようにしてござります。これは一応委託をするような形になるかと思ひます。次のオ十三條の融資の決定、オ十三條の融資

の時期はごく一般的な事務でござります。なお特に十三條の設備資金については設備施工の完了後すみやかに金額融資をするというたてがみとっておりま。次のオ十四條の融資決定の取り消、この点につ

きましては従来の小は事業資金と考え方は変わっておりません。基本

的にはやはりソのゆるの申し込みにより貸付決定を受けた場合とかい

は、さらに工事を延ばしてソのゆるとかそれらの償還を急ぐたり正当な理由

がなく償還を急ぐたりするといふような、ソのゆる貸付者としては

当然資格を失うべきものではないかといふこととしたい、その場合

市長が取り消したりまたは一時に返還を命ずることができると規定

したものでござります。オ十五條は救済条項でござりますが、天災

その他特別な事情があつて償還が非常に困難であるといふようなとき

は市長は審査会にこれをかけて了解を得られたら、償還期間を延長

すると、また一括にするといふような方法に変更することとできるとい

ふに決めてござります。オ十六條の損失補償ですが、本条は資金

の融資のためか、ソのゆる預託制度でござりまして、預託の性格をも

つて市中金融機関に協力を得て市中金融機関の資金をもって融資

○議長（石川信義君） 十七番水各清一君

○十七番（水各清一君） ちよつとお尋ねいたしますが、非常にけっこうな条
例でございますが、例えば五十万円以下の場合には信用保証協会または
農業信用基金協会の保証は必要としないということとあります。そ
ろ市税の場合にはやはり年額三千円以上納めていなければいけないとい
うことですか、それから利子はということになっておりますか、また
設備資金の場合には設備施工完了後すみやかに全額融資すると、そ
うしますとその間には全然貸出しはしないのか、この三点をお伺い
いたします。

○議長（石川信義君） 経済課長中村浩君

○経済課長（中村浩君） 自席からお答え申し上げます。

オニ点からお答えいたしますが、利子の点について先きほど申し上げ
ましたとおり金融機関との協議によって決まると、現在決められてお
ります小口事業資金では二銭四厘になっておりますので一応そのまま
踏襲する予定でございます。 実利回りが二銭四厘となる予定でござ
います。 さらに信用保証協会の保証とし、当該信用保証協会に

若干の手数料を支払うわけですがその場合には三銭三厘と予定をしており
ます。 しかし金融情勢の変化等もありますので審査金等でも今後考
えていきたいと思っております。

それからオニ点の市税の問題でございますが、市民税それから固定資産税
の三千円についてはお説のとおりでございます。

それからオニ点の設備の完了後の融資という問題でございますが、これもお
説のとおりでございます。

○議長（石川信義君） 一番大沼秀伍君

○一番（大沼秀伍君） これは非常に時宜に適したい行政だと感ずるものでござ
います。 一、二の条例についてお尋ねしますが、オニ条の融資の
限度額ですが、これは同時に二種類の融資を受けることはできないとあ
るわけですが、これは同時に二種類の融資を受けなければならないとあ
るか、例えば設備資金の二百万円を借りたとして当然運転資金も必要に
なってくるだろうと思っております。 こういう点私はむしろ同時に貸してもらっ
た方がいいと思うんですがその点の後の時間をさして同時でないという
判定をするのか、これはおつてすぐ貸すということもあり得るのかどうか、

その点を伺いたいと思ひます。

議長（石川信義君） 経済課長中村浩君

○経済課長（中村浩君） 自席からお答えいたします。

同時に三種類の融資をすることはできませんというたつてござりますが、ご指摘の点につきましては、いわゆる資格で、現に資金を借りてゐる、この条例による資金を借りてゐる場合には、借りていないということが申し込みの資格となっておりますので最初申し込んで何月かたつてからすぐ次の申し込みをするということとはできません。それから完了したあとどの位の期間をおいて貸してもらふかということをござりますが、完了していただければそれでけっこうでございます。

○議長（石川信義君） 一番大沼香伍君

○一番大沼香伍君（そのほかあります） この特定金融機関に予算で定める範囲内の金額を預託することになっておりますが、現在各金融機関は百万円づつと記憶しておりますが一体どの位の額の金額を預託しようとしてゐるのか説明できたらお願いいたします。

○議長（石川信義君） 経済課長中村浩君

○経済課長（中村浩君）

この制度自身はいわゆる小に事業資金の融資の關係が非常に少ないからこれを作ろうということではなくして今後こういう制度で大いにこれを使っていただくというのがたてかになつておりますので、これから三月までの間ちょうど年度末算期をひかへこの期間における実績等を考慮したいと思ひましてこの時点でおしわけでございます。これから三月間のうちでかなりの実績等が考えられますれば当然増額する必要があると考えております。

現在すでに二千万円の融資が、あつて大体一千万円位がまだ剰余をしております。当面はそれで足りると思ひますけれども、今後の実績いかんによつては少なくとも最終的には当初予算で計上するかどうか私どもでは、きりお答えできませんが、預託金額を一千万円、それから融資額を五千万円位までは少なくともこの市の姿勢としては出していただきたいというふうに考えております。

○議長（石川信義君） 一番大沼香伍君

○一番大沼香伍君（そのほかあります） それでこの制度は今まででもそういうすけれども特定の人が繰り返してそういう金を借りてゐるというような

現状だと思ふのですが、この制度は非常にいい制度なんですから十分で
見して大抵の人の心を使つていただくことを念願するものでござります。

議長（石川信義君） 九番大野行夫君

九番（大野行夫君） この十三条の運転資金の件ですが、これはいいと思ふので
すが、設備資金についてもやはり運転資金と同じような方法で融資決定
についても事業ごとによりある面をいかしていかねかつたらこの設備という
面からいつたりこれはできないのではないかと思ふのです。これができ上
つてから借りるものであつたらやはりある程度利用する者は少なくなつてくる
んではないかと思ひます。その点この事項は検討する必要があると思
ふんですが……。

議長（石川信義君） 経済課長中村浩君

経済課長（中村浩君） お説はごもっともだと思ひます。今後そういった
事例が出て参りましたら十分検討をしたいと思ひます。

議長（石川信義君） 以上ご質疑は終了します。

議長（石川信義君） 十一番杉本皆雄君

十一番（杉本皆雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第八十号については建設委員
会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま杉本皆雄君から

所定の賛成者を得て本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい
旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よつて議案第八十号は
建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（石川信義君） このより暫時休憩いたします。

午後十一時五十八分 休憩

午後 一時五十二分 開議

（七番岩田博君、八番中里元一君欠席）

議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五

○議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程九のら日程十三までの規約改正案は、その内容に似た点が多くありますので一括して議題といたします。

日程九議案八十二号 東京都町村交通災害共済組合規約の変更について、

日程十議案八十三号 東京都町村公平委員会と共同設置する地方公共団体の数の増加および東京都町村公平委員会共同設置規約の変更について、

日程十一議案八十四号 東京都町村職員退職手当組合規約の変更について

日程十二議案八十五号 狭山火葬場組合規約の一部を改正する規約

以上五件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。企業調査室長大野忠一君

(企業調査室長大野忠一君登壇)

○企業調査室長大野忠一君 議案八十二号から八十五号まで続けての説明申しあげます。

まず議案八十二号の東京都町村交通災害共済組合でございますが、この変更は福生ほか五町が市となりましたので組合名称を変更するのと同時に「町」と「市」とすることでございます。また最近非常に交通災害がふえまして見舞金が多くなりました。そのため掛金が不足をきたして参っておりまして、現在ではこの不足額は年々末において加入者数に応じて負担するという規定になっておりますので、加入者数が多く、事故の比較的少ない団体から多少の異論も出て参りましたので、ここでも不足額の負担割合と加入者割合二分の一、残りを見舞金が掛金を超過した関係団体においてはその割合で負担しようとするものでござります。

当市の四十四年度の掛金は三百六十一万円でござりました。それで発生いたしました見舞金が約四百万円、不足額として三十九万円程不足したわけでございますが、これを今までの規則でいきます

と三十七万九千余円の特別負担金をおさなければならぬわけでございますが、今度の改正でございますと三十三万五千円、約四万四千円程変更市としては減少となります。そういうことでこの点を改めようとするものでございます。

次に議案オ八十三号の公平委員会、団体の増加と規約の変更でございますが、これは去る四月一日に秋川地区消防組合、秋多町、五日市町、日の出村、松原村の二町二村が秋多町に秋川地区消防組合をつくりましたのでこの組合を公平委員会の組織団体に入れようとするものでございます。それに六町が市となったためのものでございます。それから、それからこの規約の施行は昭和六年二月一日とございますが、知事に対して関係団体で協議して届け出ればたりることになっておりますので、この規則のみ二月一日から施行するというようになっております。

次に議案オ八十三号の議會議員公務災害補償組合規約でございますが、これも同じく福生ほか五町が市になったために「市町村」と「市を新たに加えるということでございます。

それから次の議案オ八十四号の退職手当組合でございますが、これも福生ほか五町が市になりましたのでその名称変更でございます。

議案オ八十五号狭小に葬場組合規約の変更でございますが、これは福生が市になったこととそれから今までの事務所が瑞穂町役場の中にあつたわけでございますが、現在の火葬場の所在地を瑞穂町大字富士山栗原新田二四番地に改めようとするものでございます。

以上の規約変更は公平委員会を除きまして関係団体において十二月の定例会でその決議をいただき、都知事に届け出をいたしまして許可を受けようとして諸事務の進めを進めて参つております。

何とぞ慎重に審議賜りまして原案とありて決定くださるようお願い申し上げます。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終わりました。

このより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）以上で質疑は終わります。

議長（石川信義君） 十一番杉本皆雄君

。十一番（杉本皆雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ八十一号から八十五号については、いずれも委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま杉本皆雄君から所定の賛成者を得て本案は、いずれも委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって本案は、いずれも委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定をいたしました。

議長（石川信義君） 以上より議案オ八十一号東京都町村交通災害共有組合規約の変更について

議案オ八十三号東京都町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加および東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、

議案オ八十三号東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について、

議案オ八十四号東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、

議案オ八十五号狭い火葬場組合規約の一部を改正する規約

以上五件を一括して採決いたします。

本案は、いずれも原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案オ八十一号から議案オ八十五号の五件については、いずれも原案どおり可決いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程オ十四議案オ八十五号昭和四十五年変福生市一般会計補正予算オ四号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須原議事係長朗読）省略